

平成 2 7 年 9 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成27年9月教育委員会定例会議

日 時 平成27年9月30日(水曜日)

午後1時30分 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎201会議室

出席委員(5名)

1番	委員	長	後藤	真琴	君
2番	委員長職務代行		成澤	明子	君
3番	委員		留守	広行	君
4番	委員		千葉	菜穂美	君
5番	教育	長	佐々木	賢治	君

欠席委員 なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋谷 芳和 君

教育総務課参事 大友 義孝 君

教育総務課長補佐兼近代文学館長

末永 裕悦 君

教育総務課長補佐 寒河江 克哉 君

学校教育専門指導員 岩淵 薫 君

傍聴者 2名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

- 第 5 報告第 29 号 平成 27 年第 4 回美里町議会定例会の報告
 - 第 6 報告第 30 号 平成 27 年度生徒指導に関する報告（8 月分）
 - 第 7 報告第 31 号 区域外就学について
 - 第 8 報告第 32 号 指定校の変更について
 - 第 9 報告第 33 号 教職員の処分について
 - ・ 審議事項
 - 第 10 議案第 24 号 美里町文化財保護委員会への諮問について
 - 第 11 議案第 25 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について
 - ・ 協議事項
 - 第 12 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）
 - 第 13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
 - 第 14 美里町総合計画について
 - ・ その他
 - 第 15 平成 27 年 10 月教育委員会定例会の開催日について
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 報告第 29 号 平成 27 年第 4 回美里町議会定例会の報告
 - ・ 審議事項
- 第 10 議案第 24 号 美里町文化財保護委員会への諮問について
- 第 11 議案第 25 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について
 - ・ 協議事項
- 第 12 基礎学力向上・いじめ対策等について（継続協議）
- 第 13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）
- 第 14 美里町総合計画について
 - ・ その他

第15 平成27年10月教育委員会定例会の開催日について

〔以下、秘密会〕

・ 報告事項

第6 報告第30号 平成27年度生徒指導に関する報告(8月分)【秘密会】

第7 報告第31号 区域外就学について【秘密会】

第8 報告第32号 指定校の変更について【秘密会】

第9 報告第33号 教職員の処分について【秘密会】

午後1時30分 開会

委員長（後藤眞琴君） それでは、ただいまから平成27年9月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷次長兼教育総務課長、大友教育総務課参事、末永教育総務課長補佐兼近代文学館長、寒河江教育総務課長補佐、そして岩淵学校教育専門指導員が出席しております。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長が指名することになっておりますので、委員長から指名いたします。3番留守委員、4番千葉委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴君） 日程第2、会議録の承認に入ります。調整された会議録は事前に配付されており、各委員にお目通しをいただいておりますが、事務局に修正などの連絡はありましたでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、会議録につきましては、招集告示とともに各委員様方のほうに配付してあります。

昨日までの間に委員のほうから修正、追加などの連絡がありましたので、この場で報告させていただきたいと思います。

まず、7月定例会でございます。

こちらについては、ページ数で申し上げますと12ページでございます。12ページの下から4行目でございますが、委員長発言のところでございます。「協議事項の日程第12と順序に協議していきたいと思っております」とありますが、これは表現上、「協議事項の日程第12という」と、「いう」という字を加えたほうがわかりやすいということでの指摘ございました。

続きまして、ページ数で申し上げますと16ページでございます。下から11行目でございます。こちらについては、「学校の先生方の配置も考えた上で、1学校3学級」となっておりますが、これは済みませんが打ち間違えでございます。「1学校」ではなく「1学年」でございます。「1

学年3学級以上」ということになりますので、修正させていただきたいと思います。

続きまして、ページ数で言いますと22ページでございます。22ページの上から10行目でございます。こちらは、委員長が発言している場所でございますが、「現状のままやる場合、ちょっと再編の意味が薄れるのではないかと」と、「ないか」の「い」の字が抜けておりました。この「い」の字を追加していただきたいと思います。「ないか」ということでございます。

最後になります。23ページでございます。上から4行目でございます。「今回の骨子案はあくまでも事務局での」というふうに記載するものを、「あくまでの」となっておりました。この「の」の字を「も」に修正させていただきたいと思っております。

以上、4カ所が昨日まで事務局のほうに寄せられた修正、追加分でございます。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、ただいま会議録の修正などについて説明がありましたが、それを含めまして、会議録の承認をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（後藤眞琴君） それでは前回の会議録は承認されました。

報告事項 日程第3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴君） 次に、報告事項に入る前にお諮りいたします。

前回の定例会において申し合わせをいたしました。非公開議事となる秘密会については、日程の最後に行うことにいたします。そして、本日の日程第6、報告第30号「生徒指導に関する報告」から日程第9、報告第33号「教職員の処分について」までは、個人情報を含む議事であり、非公開とすべきと考えますが、秘密会扱いとすることにご異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、報告第30号から報告第33号までは秘密会とし、議事進行はその他が終了した後に行います。秘密会においては、傍聴者の皆様の退室をお願いいたします。

では、議事を進めてまいります。報告事項日程第3、行事予定等の報告を事務局よりお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事前にお配りの美里町教育委員会行事予定表平成27年10月分を見ていただきまして、説明をさせていただきます。

〔以下、資料に沿った説明につき詳細省略〕

- ・10月2日 遠田郡小中学校音楽祭
- ・10月3日 図書館祭り(近代文学館)
- ・10月7日、9日 北部教育事務所・町教委共催「学校事務指導」
- ・10月9日午後 第5回教育長連絡会(大崎合庁)
- ・10月10日 不動堂小学校学習発表会(文化会館)
小中学校の学習発表会への委員出席は調整しない。都合がつく学校に訪問いただきたい。
- ・10月12日 町民グラウンドゴルフ大会
毎年、町長チームの一員として委員に協力いただいている。委員の参加を依頼する。
- ・10月15日 大崎公立幼稚園協議会公開研究会(涌谷町)
教諭悉皆研修のため、町内幼稚園臨時休園。但し預かり保育はあり。
- ・10月21日 国際交流派遣事業ウイノナ訪米出発式(～10月29日)
- ・10月23日 不動堂小学校指導主事訪問
宮城県市町村教育委員会連絡協議会「教育関係要望書」(県庁)
- ・10月30日 宮城県・美里町主催「原子力防災訓練」

小中学校は、屋内退避訓練を実施予定。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございました。ただいまの説明に質問などあるでしょうか。

それでは、僕のほうから。南郷小学校、中学校の学習発表会というものは、これはどういうものなのでしょうか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 南郷小学校が10月24日にございます。南郷中学校は17日ですが、俗に、小学校の場合は学芸会といったものでございます。踊りや歌などを発表する場です。あと、中学校の学習発表会については、ふだん行っている学習状況の発表や、合唱コンクールなどを行っているのが、学習発表会の内容でございます。中学校のほうは、文化祭と考えていただければよろしいかと思ひます。

委員長(後藤眞琴君) 中学校は文化祭ですか。どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

なければ、行事予定等の報告を終わります。

委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第4、教育長の報告をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治君） それでは、本日もいろいろと報告内容等が多いようですが、教育長報告を申し上げたいと思います。

まず、1番目。9月校長会が過日、17日に行われました。そのことについて、裏面に抜粋して載せてありますので、簡単に内容の報告を申し上げます。

8月24日、小中学校一斉にスタートいたしました。ことしは例年より2日ほど、中学校の運動会、それから小学校の研究会ですか、そういったことの関係で早くスタートしまして、今1カ月過ぎたところでありますが、夏休み中も大きな事故もなく終わられたと、そして2学期がスタートできたということ、校長先生初め諸先生方に感謝しておるという気持ちをお伝えしました。

それから、後ほどお話ししますが、中学校の運動会、雨で順延、延期で大変苦労されて実施しました、大変御苦労さまでしたと。それから、小学校の修学旅行も9月11日前後に2校ほど福島方面に、また9月11日の件はお話ししますが、悪天候の中、何とか豪雨に当たらないで実施できたということでもあります。きょう帰ってくる学校もあります、南郷小ですけれども。それで町内の6年生の修学旅行は全て終わりです。

それから、2番目。北部教育事務所よりの指示事項をお伝えしました。教職員の事故防止のことで、特に の交通事故防止について。美里町の教職員、町内の先生方でも追突したりされたり接触等々、大事には至らないでほっとしているところではありますが、こういった事故が、多発とは言いませんが複数件ありましたので、注意喚起についてお話ししました。昨日、教頭会がありまして、その場でもお話ししました。

それから、いよいよ人事関係が始まります。11月18日、美里町南郷庁舎を会場に、人事ブロック会議といいまして、遠田郡ですから涌谷と美里の2町の校長先生方がここにみんな集まり、もちろん教育長も集まって、来春の人事構想について事務所の先生方、所長はじめ全部で4名来ますが、説明をします。そういったブロック会議が行われます。それを受けて、今度は県教委のほうでいろいろ調整をしまして、1月あたりから調整会議というものがございます。

それから、学力等向上対策につきましては、27年度の全国の学力状況調査等、8月末に各校に発表がありまして、それで子どもたち一人一人に各校で指導が済まされているようであります。その確認と、それから保護者へのお知らせです。9月末から10月の中旬ぐらいに、その期間には各学校でやるように足並みをそろえてやってくださいと。なお、報告した学校便り等については教育委員会に1部提出をお願いしますと。子どもたちの学習意欲、それから子ども

たちが積極的に勉強できるような学習環境、授業改善を含めまして、そういったことについてお話をいたしました。

なお、学力向上では、小学生は夏休みに「サマースクール」ということで学び支援事業でやりましたが、中学生は週末学習会ということで、10月から土日を利用して12日間になりますかね、そういった計画を立てて、生徒や中学校へ呼びかけをしているところであります。そのことについてお話をしました。

安全管理、自然災害、特に9月11日に大雨特別警報が宮城県に発令されまして、大崎市では大変な水害等がありましたが、美里でも冠水がありました。道路、通学路の冠水等もありまして臨時休業の措置をとらせていただきましたが、その対応について。

地震とか竜巻とか火災、それらの避難訓練はそれぞれやってきましたが、本当に美里町は水害が時々話題に出てきましたけれども、実際にそういった場面に出くわしたということで、各学校に地域住民の方々が、3つの学校ですけれども、非難場所ということで指定されて実際に避難された方々もありました。それを受けて、学校としての避難対応マニュアルを作成しておくべきだなということをお話ししました。

あと、5番目。現在、教育委員会で取り組んでいることです。再編ビジョン、それから学校給食費の公会計化等々。また最後、下のほうにありますけれども、郡音楽祭の開催について、先ほどお話がありましたが、そのことについてお話をしております。

なお、その前に、議会関係についても一応校長先生方に大まかなところ、概要等をお話ししております。

では2番目の主な行事、会議等であります。

8月26日、大崎地区教育長連絡会定例会が行われました。先ほどの校長会で指示したことを中心にお話がありました。もちろん、あとは教科書関係とか「けやき教室」のこととか、けやき教室というのは学校になかなかなじめない子どもたち、ひきこもりの子どもたちとか、いわゆる不登校の児童生徒が希望して、そういったところで学習をするという機関であります。

そういったことなどについても、情報交換。

それから、運動会ですけれども、土曜日に予定していましたが、小牛田中学校は30日、日曜日に延期。それから、南郷中学校はさらに1日延ばしまして31日と。不動堂中学校はもう、グラウンドがあのとおりで、なかなか水はけが良くないということで、2日までに思い切って延期と。何とかグラウンド状況のよい順番に運動会ができたのかなと。コンディションは決してよくはなかったのですが、それなりに実施したようであります。

それから、9月1日から町議会定例会。24日まで途中、分科会も含めまして行っております。

それから、9月4日、議会中でしたが、遠田郡中体連駅伝大会。小牛田中が男女ともアベック優勝です。それから、男女とも2位は不動堂中学校、それから南郷中が男子の部で3位と。上位独占ということの状況でした。県大会は、明日行われる予定になっております。

それから、11日金曜日、先ほど申し上げました大雨特別警報発令で、急遽災害対策本部が設置されまして、教育委員会として朝5時に判断をさせていただき、臨時休業の措置をとらせていただきました。防災無線やあるいは保護者への連絡はメール配信で滞りなく連絡ができて、朝の混乱はなく、子どもたちの安全安心を確保することができました。教育総務課では、スクールバス関係がありますので、いろいろな情報収集、朝早くから勤務いただいて、対応しました。その後、大きな被害等はございませんでした。

それから、20日、ふどうどう幼稚園の運動会があり、そして26日、27日とこごた、なんごう幼稚園の運動会がありました。どうも今年は運動会が雨に見舞われまして、室内での運動会をそれぞれ行いました。「ふどうどう」はよかったのですね。「こごた」、「なんごう」が雨に見舞われました。それから、28日おとといですが、美里町特別支援教育連携協議会を実施しておりますが、後ほど中身について報告いたします。

今後の主な予定は、そこに書いたとおりであります。

4点目ですが、先ほど申し上げました特別支援教育連携協議会を28日午後2時から約1時間半、南郷庁舎で行いました。委員11名を委嘱しております。これにつきましては、6月定例会で、ここで協議をしていただき、お認めいただいております。1名は都合が悪くて欠席し、10名でこの協議会を実施しております。

主な内容を(1)から(4)までそこに書きましたが、短時間ではありましたが大変中身の濃い会議でした。本当は前々からやらなくてはいけなかったことでありましたが、何とか立ち上げることができたということで、年度を越えまして続けていかななくてはいけないなというふうに思っております。以上でございます、よろしく申し上げます。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございました。何かございますか。

では、僕のほうからちょっと。裏面のところで、(3)北部教育事務所より平成28年度校長・教頭等候補者選考にかかわる面接試験。これは面接試験をするのですか。

教育長(佐々木賢治君) そこは飛ばしてしまいましたが、10月に面接があるのです。

委員長(後藤眞琴君) 誰がするのですか。

教育長(佐々木賢治君) 県教委のほうで。それで、美里町で現教頭職から校長昇任を目指し

て筆記試験等を受けております。あと、一般教諭から教頭を目指して受験している先生方が、実際に県教委の面接を受けて合否が決定するといったことでもあります。

委員長（後藤眞琴君） それから、中学生を対象とした学び支援授業を土、日曜日にやると。これはどこで何カ所やるのですか。

教育長（佐々木賢治君） そのことについては、岩渕専門指導員から。

学校教育専門指導員（岩渕薫君） 学校以外の場所を使ってやることになっています。夏休みも実は中学生対象の勉強会をやっていまして、小学生が主にやっていたのですけれども、中学生は近代文学館の2階をお借りして不動堂中学校区としてやっています。

それから、小牛田中学校区は小牛田地区の公民館というのですかね。今はコミュニティセンターというのですか。それから、南郷中学校区はここ庁舎の隣の会議室を会場にということで、3カ所で行いました。

委員長（後藤眞琴君） 3カ所ですね。どうもありがとうございました。

教育長（佐々木賢治君） 10月10日、11日から土日ということで、ほぼ隔週ですね。

委員長（後藤眞琴君） それから、もう1点ですが、次の安全管理・運営について、4のところで、指定避難所対応マニュアルの作成と。これは、作成はもうしてあるのですか。これから作成するというのですか。

教育長（佐々木賢治君） これはほとんどの学校が指定避難所になっております。現段階では、防災管財課、町の職員が避難所に行って対応すると。その職員からいろいろ学校にお願いされる部分があります。そういうパターンになっております。

ただ、学校としても、特に宿泊を伴う状況の場合、職員はやはり泊まって対応しなくてはいけないということが想定されます。ですから、そういったときに学校としてできる体制をつくっていただきたいと。それで、現在町全体としましては、防災管財課で避難所へのいろいろな連絡体制、そのことを作成しておりまして、町と学校のつなぎの部分を、調整しているのですね。学校ではここまでお願いいたしますということを、防災管財課でいま作成中であります。

ただ、この間のように、いつ何が起きるかわかりませんので、やはり学校は学校としてやっておけば、後から防災管財課のほうから依頼されてもスムーズにいくので、早目につくってくださいということです。

委員長（後藤眞琴君） 学校でもそのマニュアルは作成するというのですか。

教育長（佐々木賢治君） はい、そういうことです。子どもを対象とした避難とかいろいろ、それはもう提示してありますけれども、避難所としての対応マニュアルですね。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

ではなければ、教育長の報告を終わります。

報告事項 日程第5 報告第29号 平成27年第4回美里町議会定例会の報告
委員長（後藤眞琴君） 次に、日程第5、報告第29号平成27年第4回美里町議会定例会の報告を事務局よりお願いいたします。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長よろしいでしょうか。それでは、私のほうから平成27年第4回の議会定例会について報告をさせていただきます。

教育長報告にもありましたように、9月1日から9月24日まで24日間ですね、開催されております。

最初に、一般質問ですが、8人の議員から19項目が出されました。教育委員会に関係することにつきましては、4人の議員から4項目ありました。教育委員会関係のみ抜粋して、一般質問答弁メモという形で答弁の要旨を事前に配付いたしております。配付しております一般質問答弁メモにつきましては、質問に対しての1回目の答弁でありまして、1つずつ再質問がございます。再質問につきましては、議会の会議録がホームページ上で公開されます。若干時間はかかりますが、こちらのほうで確認をいただきたいと思います。どうしても、議会は1問1答方式という形になりますので、答弁に集中しなければ、なかなかまとまった形での報告ができませんので、その辺をご了承いただきたいと思います。

第4回美里町定例会の一般質問の順序及び一般質問の項目であります。

1番目に、大橋昭太郎議員から、道徳教育についての御質問がございました。文部科学省では特別の教科道徳を小学校で平成30年度、中学校で31年度に実施されるが、特別な教科となった場合の対応と課題などについての質問がありました。

4番の吉田二郎議員からは、不動堂中学校の武道館についての質問がありました。武道館に水飲み場が設置されていないことから、ことし7月に屋外に給水栓を設置しました。しかし、議員は屋内に設置されるものと思ったことから、質問されたものです。

5番の山岸三男議員からは、教育施設的环境整備についての質問がありました。内容は、小中学校のエアコン設置についてであります。本町の小中学校でエアコンが設置されている部屋は、保健室、パソコン教室、給食調理員休憩室のみで、冷房設置状況は全国及び宮城県の設置率に比べ、低くなっていることから質問されたものであります。

7番の鈴木宏通議員からは、子どもの命についての質問がありました。大阪寝屋川の中学校の事件やいじめによる川崎市、矢巾町や仙台市などの自殺など多くの事件が報道されたことから質問されたものです。

議案につきましては、学校給食費に関する条例を提案いたしまして、議決をいただいております。

また、8月の教育委員会定例会の中で説明いたしました補正予算は、議決をいただいております。

9月議会は決算議会でありまして、行財政議会活性化調査特別委員会が設置されまして、教育民生分科会で平成26年度決算を審議いただきました。その中で議員から、指摘事項、今後の検討事項が出されておりますので、報告をさせていただきます。

最初に、学校として伝統芸能をどう位置づけるのかということが大事なのかと思います。後継者育成が進まない状況になっているので、学校に働きかけをして伝統芸能を引き継いでいくような方向をとることはできないのでしょうかという質問に対しまして、伝統芸能の後継者がなかなか育たない状況がございますので、校長会とかで学校のほうに訴えかけなどを行っていきたいと思います、という回答をいたしております。

次に、教育委員会の自己点検評価の様式についての質問がございまして、もっとスリムな形でやったらいいのではないかと、というような議員からの指摘がございました。そのことにつきましては、来年度に向けて、必要か必要でないか内部で検討していきたいというふうなお答えをしております。

それから、次に学校教育専門指導員と青少年教育相談員が、現在兼務になっております。やはり、いじめ、不登校の問題とかが多くなっている、その辺につきましては増員が必要ではないかというようなご指摘を受けております。その辺については、補助事業等もありますので、増員が可能かどうか検討してまいりたいというふうなお答えをしております。

次に、4点目で、幼稚園のALTの配置についての質問がありました。幼稚園、保育所などに指導をお願いしたいという形の質問ですが、それに対しては現在の2名の体制では1学期に1回程度の派遣が現状になっておりますので、検討していきたいというふうなお答えをしております。

最後になりますが、不動堂中学校の校庭の水はけが悪くて、運動会も延期になったということもございましたので、この辺は校庭の整備を来年度に実施するように強く要望するというご意見がございまして、その辺については検討するというふうなお答えをしております。

それから、それ以外に補正予算を追加でお願いしております。これにつきましては、スクールバスがエンジンのトラブルがありまして、国道108号のタイヤセンターカサハラ付近で突然停止しまして、エンジンが焼きついた状況がございましたので、それで最初は修理をしようということで、見積もりというか業者のほうと相談をしたのですが、250万円以上かかるということがわかりましたので、財政当局と検討しながら補正予算で購入の予算を計上させていただくという形で、この辺も議決をいただいております。

それから、前に戻りますが、行財政議会活性化調査特別委員会というのがありまして、それで議案の審議の結果について意見が付けられております。教育費につきましては、先ほども分科会のほうで議員のほうからいろいろ質問等がありましたが、学校教育専門指導員と青少年教育相談員が現在兼務という形になっておりますが、「学校教育専門指導員の相談体制を整備し、教育活動の一層の充実を図りたい」というような議会からの意見を付されております。

以上であります。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ただいまの説明に質問などございますか。

なければ、平成27年第4回美里町議会定例会の報告を終わります。

では先に協議しましたとおり、報告第30号から報告第33号までは秘密会となりましたので、議事はその他の次回定例会の開催日を決めた後に行います。

審議事項 日程第10 議案第24号 美里町文化財保護委員会への諮問について

委員長（後藤眞琴君） それでは、次に審議事項に入りたいと思います。

日程第10、議案第24号美里町文化財保護委員会への諮問について、議案の説明を求めます。
教育総務課長補佐兼近代文学館長（末永裕悦君） はい、議案第24号美里町文化財保護委員会への諮問についてご説明いたします。

これは町で所有しております刀剣、一般に「後藤の槍」といいますが、これの文化財指定の是非を諮問したいので、提案するものでございます。

理由といたしましては、美里町の歴史を長く伝える文化財を指定するに当たり、美里町文化財保護委員会に対象物を調査審議していただくため、教育委員会より美里町文化財保護委員会に諮問するためのものでございます。

次の資料に従いまして、その文化財について説明申し上げたいと思います。次のページになりますけれども、よろしいでしょうか。

美里町指定文化財、指定説明書。読み上げまして、説明にかえたいと思います。

指定名称、後藤の槍。指定区分、有形文化財の工芸品。員数2、長槍と袋槍というものになります。時期は天正年間、1573年から1592年の間の天正年間ということになります。所在地は、美里町北浦字駒米13、中央コミュニティセンターに所在しております。所有者並びに管理者は美里町ということになっております。

槍についての説明ですけれども、慶長16年（1611年）、現在の西館にあった不動堂要害を任せ、伊達家の信任厚く不動堂の地をおさめた後藤家に代々伝わってきた鎧であります。この「やり」は、「かねへん」の「鎧」という字を使っております。ほかの「やり」は「きへん」なのですけれども、その取り扱いについては、ちょっと今はわかりませんので、今後調査を進めていきたいと思っております。

この朱柄の槍は、織田信長から賜ったと伝えられ、その後、槍持ちは長さ3尺の関羽ひげの大男が務めるならわしとなり、伊達氏行列でも「後藤のひげ」として知られる名物になったといえます。

長く後藤家に伝えられてきたこのやりは、昭和49年に町に寄贈され、長く中央コミュニティセンター、旧公民館2階にて保管、展示されていたものの、その保管状態は決して十分と呼べるものではございませんでした。

つきましては、地域の歴史や文化を改めて見つめ直し、未永く後世に伝えるための手だてを講じていくために、町の文化財に指定したいと考えるものでございます。

これまでの経緯なのですけれども、昭和49年10月に後藤利康様、後藤家の子孫の方ですけれども、利康様より旧小牛田町公民館へ寄贈をいただいております。その後、昭和49年12月5日付で県教育委員会へ所有者変更届け出書を提出。15日の町の広報で寄贈記事掲載並びに公民館での展示を開始しております。昭和62年4月、仙台市博物館の企画展「伊達政宗と家臣達」へ貸し出して出品をして、現在に至っております。

このやりについての参考文献といたしましては、不動堂村誌、小牛田町史の上巻、「館報こごた」、先ほどの博物館での企画展での図録等に記載されております。

刀剣の美術品的評価ということですが、刀剣は銃刀法により美術品として登録されて許可を得たものしか所有が認められておりません。この美術品としての評価は、対象とされる刀剣の歴史的背景とは別に取り扱われているということになっております。

続きまして、次のページになりますけれども、この刀剣の美術品としての評価内容ですが、この槍と一緒に評価書といたしますか講評されたものが入っております、ただこれはい

つごろに講評いただいたものか、また誰が講評したものは不明ですけれども、長槍と袋槍についてあります。

この言葉なのですが、歴史用語とは大分違いまして、刀剣の鑑賞のための美術的な刀剣の用語というのは、かなり調べたのですけれども、なかなか分かりかねるところがありまして、ただそれをそのまま載せてしまいましたので、かなり内容に関しては分かり辛いのですけれども、一応載せておりますので、読み上げたいと思います。

長やり。無銘。刀長、1尺2寸8分、大体40センチメートル弱になるかと思えます。中心、1尺9寸2分、60センチメートル弱になります。年代は天正。平三角づくり。やりの形は正三角形の棒状のものになっております。平面に太く棒樋をかく。棒樋というのは彫刻なのですけれども、各面に真っすぐの線のような彫刻が彫られておりました。板目刃より柁流れわずかに緩む。沸よくつき、刃文直刃、丁字まじり、金線入り。働きがある。この板目刃、柁流れ、沸、刃文の直刃、丁字まじり、金線というのは、全部刀剣の模様のようなことでした。鍛えていく間にいろいろな模様が鉄にできるのですけれども、その鉄の模様のことなのだそうですが、全部その模様の言葉ですが、私たちが見てもどれがどういう模様かというのはちょっとわかりかねます。このような鑑定がされております。

それで、講評といたしましては、茎の部分は惜しいことに幕末ごろ手直しされたと思えますが、姿、地、刃ともに古調に見受けられ、いずれ名のある刀工の作と思われ、というふうにあります。

茎というのは、やりの刃と別に柄に差す部分がありますけれども、そこの部分になります。それは幕末に直されたと思えます。それから、姿、地、刃ともに古調を見受け、この辺はやりの姿とか鍛えた地というのは、鉄そのものなのですけれども、そういうものは大変古く見られるということだったということです。

次に、袋槍でございます。こちらは刀長が3寸5分、大体10センチメートルぐらいだと思います。これも正三角づくり、3面が均等の平となつたつくり込みであります。各面の中央に棒樋をかく小板目。鍛えよく詰み、地沸つく。刃文直刃、小沸よくつき、むらなくほつれ掃きかける。これも三角形の形でございます、真ん中に小さな棒樋で、これも彫刻が入っているということでございます。鍛えが大変よくて、鉄がよくしっかりしているということで、あとの地沸、直刃、小沸なども全部鉄の模様の表現でございます。そして、ほつれ掃きかけるというのも何か線のような、筋のような模様があるということだそうです。

袋やりの形態は非常に珍しく、中央の部分は4分の1銀着の毛彫りを施し、信長公の家紋を

据えた見事な作ですというふうな講評です。

袋やりというのは、前の長やりのほうは茎といいまして柄に差す部分があるのですが、袋やりというのはやりの下に円筒状のものがついておりまして、それを竹とか棒に差し込んで使うと。中じゃなくて外側に差し込むという形で、古代は矛なんかもこういう形のものがあつて、形としては古いものであると言えます。そういう別の形態のものというふうになっております。

そして、コミュニティセンター展示コーナーにて保管展示されている2本のやり、長年のほこりが堆積しているものの刀身にさび等は見られず、悪い状態ではない。しかし、展示場所や展示方法の悪さもあり、周知、公開が十分とは言えず、いまやその存在を知る方も少ない。文化財指定することで、よりよい状態での保存と一層の周知、公開を図り、文化財保護の推進を目指すものであるということで、今回の諮問をしていきたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いします。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。

僕、これを一読して読めない字とかあって、意味内容がわからないことがたくさんありました。詳しく説明していただいてどうもありがとうございます。

何か質問等ございますか。

2番委員（成澤明子君） めでたく指定された場合は、扱いはどのようになるのですか。

教育総務課長補佐兼近代文学館長（末永裕悦君） 町で保存ということになります。現在の場所では、書いてありますとおり十分と言えませんので、旧理美容学校が新たな展示場所となるかと思っておりますので、そちらのほうでの展示ということになるかと思っております。

2番委員（成澤明子君） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） 何かほかにもございますか。

教育総務課長補佐兼近代文学館長（末永裕悦君） すいません。先ほど、やりの刃の部分の話だけだったのですが、これには2本とも朱柄、赤い色が塗られたやりの本体というのですか、ついておりまして、長さは長やりのほうで約5メートル、それから袋やりのほうで約4.3メートルでして、赤く塗られた柄というのは、それだけで、実際に戦いで使ったものではなくて、赤い柄の場合は功績があった場合に上から授けられるものだということで、この赤やりというだけで、大変名誉のあるものだというふうに言われているそうです。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

これ、僕は今までよく理解できていなかったのですが、きょう初めて事務局から教え

ていただいたのですけれども、この審議事項のところは、質疑、それから討論、採決というふうになるのだそうです。それで、質疑は文字どおり疑問があったら質問してくださいということで、討論というのは賛成か反対かの意見を述べることなのだそうです。それで、次に採決をすると。その採決は委員の挙手をするということなのです。

この件について質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。美里町文化財保護委員会への諮問について、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

委員長(後藤眞琴君) 挙手全員と認めます。よって、本議案は承認されました。

審議事項 日程第11 議案第25号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について
委員長(後藤眞琴君) 続きまして、日程第11、議案第25号美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について、議案の説明を求めます。お願いします。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、議案第25号美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について提案理由を申し上げます。

先ほどの行事予定でも申し上げましたが、来月にこの就学指導審議会が開かれる予定でございます。現在の委員につきましては、平成26年9月定例教育委員会におきまして、19名の方の委員の任命をいただいております。ただし、その委員に異動があった際には、この教育委員会にて新しい委員の方々を新たに任命していただくということになりますので、今回議案として提出したものでございます。

今回、新たに委員として任命をしていただきたいのは、健康福祉課の課長でございます。前任者、佐藤淳一氏が平成27年7月1日付にて健康福祉課から産業振興課の課長として異動されました。それに伴いまして、新しい健康福祉課の課長に青木正男氏が就任したので、この委員も青木正男氏に任命したいというものでございます。よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。

この件について、質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

なければ、質疑を終結いたします。本件は人事案件ですので、討論は行いません。

それでは、採決を行います。

美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について、賛成する委員の挙手をお願いいたします。

(委員の挙手)

委員長(後藤眞琴君) ありがとうございます。挙手全員と認めます。よって、本議案は承認されました。以上で、審議事項を終了いたします。

ここで暫時休憩としたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、休憩時間は10分程度とし、再開は2時40分にしたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

協議事項 日程第12 基礎学力向上・いじめ対策等について(継続協議)

委員長(後藤眞琴君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項に入ります。日程第12、基礎学力向上・いじめ対策等について、事務局から説明をお願いいたします。

教育長(佐々木賢治君) 学力関係ですが、先ほどの教育長報告の中で校長会の話題として出てあります平成27年度全国学力・学習状況調査結果について、美里町の教育委員会として住民の方にどういうふうにお知らせをするかということで、ここで提案させていただきたいと思っています。

例年、1月号の広報で教科ごとの結果、分析したといいますが、その状況、県との比較とかをお知らせしておりました。それで、町全体としての結果です。学校ごとの状況については、教育委員会では公表はしません。町全体の平均としてお知らせをします。27年度についても、そのことをひとつ確認お願いしたいと思います。

それから、2つ目でありますが、いま学校ごとに個別指導、そして学校で学校の中としてその結果を受けとめて、点検、検証、そして改善、対策等々を練っているところだと思います。

それらについて、学校ごとに公表しておりますが、教育委員会としまして、学校から出されたものをもとに、教育委員会としてどう対応していくか。公表の内容ですけれどもね。学校としてこういうふうに対応していくと。

それから、3点目は教育委員会としてどういうふうに対応していくか。そういった主要内容で例年公表させていただいております。

それで、今年は12月の広報で町民の皆様にお知らせをしたいと、そういう考えでいます。それに向けて、事務日程としまして、10月定例会で、教育委員会でこの内容でお知らせしていかどうか、その場で協議していただきたいと思います。それを受けて、11月中旬ぐらいには町の広報担当に原稿を提出する運びになると思います。そして、12月1日号で広報に載ると。

そういった事務日程もございますので、その点についてここで協議いただきたいと思います。今の事務局の考え方について、質問等受けますし、まず内容と今の事務日程等についてご協議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（後藤眞琴君） ありがとうございます。

それでは確認を含めて、いま教育長さんからのお話を繰り返したいと思います。町全体の平均点を掲載すると。

教育長（佐々木賢治君） 平均通過率です。

委員長（後藤眞琴君） それを発表するということですね。

それから個別指導を、その試験の結果、先生たちがいろいろ分析をして、その個別指導にどう対応するか。それは学校ごとにこういう対応をすると。9校がそれを今まで発表していたのですね。

教育長（佐々木賢治君） 学校ごとに。

委員長（後藤眞琴君） それから、それを踏まえて、教育委員会でどう対応したらいいかと。その原案を10月の定例会までに事務局のほうで練っていただいて、それを教育委員会で話し合っ、その話し合った結果を広報に載せると。そういうことでよろしいですか。

そのことについて、委員のご意見をまずいただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

教育長（佐々木賢治君） 説明が不足しましたが、できたら本日は内容についてはではなく、一応日程案をお示ししまして、実際10月の定例会でさらに協議していくと。

委員長（後藤眞琴君） ええ、そういう手続でやるということについて、何かご意見ありましたら。

2番委員(成澤明子君) 質問なのですけれども、一つは、町、教育委員会としては広報に載せるのは、美里町の子どもの通過点の平均といたしますか、そういったことを公表すると。

そして各学校では、個々人には指導しますけれども、そのほかにその学校の平均点も公表するのですか。

教育長(佐々木賢治君) 学校で、学校独自で一応やってもらっていますが、点数等については載せた学校もありましたが、学校として何が足りないのかと、そういった言葉での報告がほとんどのようであります。

2番委員(成澤明子君) では、うちの学校はこうだということは、数字では言わないと。こういうところはよかったし、こういうところは今後ちゃんとやっていかなければいけないというようなことを、言葉で公表すると。はい、ありがとうございます。

委員長(後藤眞琴君) その点は、去年はしていませんよね。それは去年の教育委員会ですか。

教育長(佐々木賢治君) 教育委員会としては、学校ごとの公表していません。

委員長(後藤眞琴君) やらないということになっていますよね。その辺のところは、個々で、学校ごとにはそういう点数の公表はしないと。

教育長(佐々木賢治君) しないと。

委員長(後藤眞琴君) これは確認しておいてもよろしいのでないかと思えますけれども。そのことを踏まえて、原案をつくっていただくと。あと、ほかに何かございますでしょうか。

4番委員(千葉菜穂美君) すいません、質問なのですけれども、同じことかもしれないですけれども、美里町広報に載せるのは、町全体の平均点の点数とかは毎掲載っています。あと、学校ごとの状況も言葉での表現として載るのですか。

教育長(佐々木賢治君) いや、それは載りません。各学校で点検評価したものを、美里町で全部資料をもらって、それをトータル的に、学校ではこういう取り組みをやりますと。総括的なものはお知らせをすると、あくまでも。

委員長(後藤眞琴君) 教育委員会で総括して、それを公表するということですね。

教育長(佐々木賢治君) はい。

委員長(後藤眞琴君) その場合には、学校ごとにはわからないと。

教育長(佐々木賢治君) 学校ごとではなくて、総括的に。

4番委員(千葉菜穂美君) 総括的に。では、学校で出されたものを、教育委員会として提案する形で載せるということですか。

教育長(佐々木賢治君) 学校から出されたものを教育委員会で担当者と話をして、授業でこ

ういうふうに持っていきたいとか、そういう総括的なものを載せると。どこそこの学校でこうういうふうに言っていますとかではなくて、総括的に共通点ですね。

4番委員（千葉菜穂美君） 共通点ですね。はい、わかりました。それを載せるのですよね。

委員長（後藤眞琴君） 10月の定例会で話し合っ、その結果を載せると。

教育長（佐々木賢治君） 昨年度も載せてあります。

委員長（後藤眞琴君） ほかに何かございますか。

（「なし」の声あり）

では、次にまいります。

協議事項 日程第13 美里町学校教育環境整備方針について（継続協議）

委員長（後藤眞琴君） それでは、次に日程第13、美里町学校教育環境整備方針について協議いたします。事務局より、本日の協議内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、学校教育環境整備方針につきましては、継続協議ということで以前より行っております。今回につきましては、8月に行いました住民の方々への意見交換会後の状況などを踏まえ、事務局からの提案となりますが、今後保護者の方々を対象とした意見交換会を開催してはどうかということ、この教育委員会の場で協議していただきたいと考えております。

というのは、8月の意見交換会の際に、各委員様方にもお忙しい中参加いただいております。参加については、各会場とも多いというような状況ではございませんでした。そういったことも含め、9月中にいろいろと検討する時間があればよかったですけれども、先ほど来から言っているとおり9月は決算議会でございまして、議会関係の会議等がいろいろございました。

それで、本日この9月の定例教育委員会までできてしまったのですけれども、事務局が委員長とお話し合いさせていただいた中で、学校というか保護者の皆さんからは、アンケートはいただいておりますが、まだ直にその声というものは聞いたことがなかったというような認識であります。でありますので、10月にでもそういった保護者の方々の直の声を聞くような場を設けられないかといったことが、今までの打ち合わせの中で出てきております。

ですが、今からまた追加の資料をお渡ししますけれども、10月14日あたりから3日間ぐらいで、8月に行ったように町内3カ所程度の会場を設定した保護者向けの、これも保護者といっても一般の方が来ていけないわけではございませんが、保護者の方々を主たる対象とした意見

交換会を開催できないかと考えておるところでございます。

その原案につきましていま資料をお渡ししますので、それによって説明させていただきたいと思えます。

〔委員及び傍聴者に資料の配布〕

それでは、今お渡ししたのが、保護者の方々へ通知する文章の案でございます。

まず、タイトルとしましては、「学校再編に係る意見交換会の開催について」というものでございます。文言につきましては、書いてあることを各委員の皆様にお目通しいただきたいと思えます。

それで、先ほどお話ししたとおり、10月14日から16日あたりがどうでしょうかというのがこの案でございます。といいますのは、最初に申し上げました行事予定表のほうにも入っておりますけれども、10月下旬に美里町議会の報告会が予定されているようでございます。10月27日から10月30日まで4日間にわたりまして、12カ所ほど議員の皆様方が報告会として回る予定でございます。その時期に重複させるわけにはまいりませんので、時期を事務局のほうで考えた結果、10月14日から16日の3日間がどうでしょうかといったことでまとめたものでございます。

各会場につきましては、正式な予約はしておりませんが、この日であれば会場が押さえられるということでございましたので、案として載せさせていただいております。

それで、このお知らせの裏面でございますけれども、住民の方々を対象とした再編ビジョン骨子の素案はもう示してございますので、今回やはり保護者の方々にもその素案をお目通しいただくと。こういったことをいま教育委員会では考えているのだということを受け止めた上で、この意見交換会のほうに来ていただきたいと思え、このお知らせの裏に素案を載せたらよろしいのではないかとといったことで、この案をつくらせていただきました。

大変申しわけありません。いま気付いたのですが、下のほうに「ここに入力」とあります。これはパソコンのヘッダー、フッターの関係でこのように入っていますので、これは削除していただきたいと思えます。申しわけございませんでした。

それでは、このことにつきまして、いろいろと各委員のご意見なりをまとめていただきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

寒河江さん、その前に、きょう初めてみんな見るので、教育長さんが保護者の皆様へ出すその文書を読んでいただけますか、声を出して。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、読み上げさせていただきます。

まず、日付とかの部分は省かせていただきまして、タイトル後を読み上げます。

学校再編に係る意見交換会の開催について（お知らせ）

実りの秋を迎え、保護者の皆様方にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日ごろより美里町の教育行政にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く感謝いたします。

さて、教育委員会では、全国的な少子化傾向が進む中で子どもたちの助け合いや競い合いの中で形成される社会性や生きる力、そして基礎学力を身につけるための学校教育環境全般の充実かつ整備が重要であると考えております。

そのために、将来の学校のあり方などを「美里町学校教育環境審議会」で調査審議をいただき、また保護者の皆様からの意見をアンケートにてお聞かせいただきました。

そして、子どもたちによってよりよい学校環境を実現すべく、学校教育ビジョンの骨子素案を策定しました。（裏面に掲載しています）

つきましては、保護者の皆様の学校再編に係るご意見をお聞きしたく、下記日程にて意見交換会を開催しますので、お忙しい中大変恐縮でございますが、ご都合のよい会場にお越しいただきますよう、ご案内申し上げます。

記として、日時及び場所を示しております。10月14日水曜日、午後7時より、駅東地域交流センター。10月15日木曜日、午後7時より、中央コミュニティセンター大ホール。10月16日金曜日、午後7時より、役場南郷庁舎2階202会議室ということになっております。

そして、裏面につきましては、既に地域での意見交換会でお示しております美里町学校教育ビジョン骨子素案をそのまま張りつけさせていただいておりますので、この部分の読み上げは省略させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（後藤眞琴君） まず、今日いただいた「保護者の皆様へ」というところについて、ご意見それから質問などありましたら、よろしくお願ひします。プリントを基準にしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

2番委員（成澤明子君） 前に、住民の方々から意見を聞かせていただくという場を設けたわけなのですけれども、非常に多くはない皆さんが集まっていたということと、それから現在子育てをしている皆さんの出席がなかなか難しかったということなので、それでもって寒河江さんとかに随分考えていただいて、またもう一度開くということはとても私たちがうれしいことだと思ひます。

やっぱり教育委員会で一応裏に書いてあるようなビジョンの骨子を掲げていますが、一体若

い人たちはどのような思いでいるかというのを是非是非聞きたいと思いますので、このようにしていただいたことはうれしいということがまずありますけれども、この文章のことも話していいのでしょうか。

委員長（後藤眞琴君） ええ、もちろんです。

2番委員（成澤明子君） 例えば、時候の挨拶の下に書かれていますけれども、最初に言うべきは、基礎学力を身につけるとか、あるいははじめのないような子どもたちの学校環境をつくっていくとか、そういったことでやっているのだけれども、全国的には少子化傾向が進んでいるといくのかなと思いました。

最初に「全国的な少子化傾向が進むのだけれども」ということで話していますけれども、そういった子どもたちにとってよい教育を実現するために日々やっているのだけれども、少子化傾向ということもあって、この辺で考えなければいけないことが出てきているのだという言い方のほうがいいかなと思いました。

委員長（後藤眞琴君） ほかに何か。

4番委員（千葉菜穂美君） この日程なのですけれども、水・木・金の午後7時よりという時間に、果たしてどれぐらいの方が出席されるのかというところが、ちょっと心配なところだと思いました。やっぱり、前に学習発表会とかでお休みをとっていらっしゃる保護者の方は、改めてこのときにお休みをとって来てくれるのかなというところもあるのでないかと。以前は、何か学校の行事に合わせて話をすることだったような気がするのですけれども。

委員長（後藤眞琴君） 日程ね。

4番委員（千葉菜穂美君） 何か、人数がまた集まらないのでないかなという感じがします。

2番委員（成澤明子君） 合唱コンクールや学習発表会がある。

委員長（後藤眞琴君） では、ほかに何か。

教育長（佐々木賢治君） 今の件にちょっと関連して、千葉委員さんの質問に関連することなのですが、この日程と会場につきましては、日程というよりも、平日なのか土日にやるかですね。

これは校長会で相談をさせていただきました。できるだけ多く来ていただきたいという条件で、どういう設定の仕方がいいのか協議をしていただきまして、平日の夜のほうがいいでしょうということが、校長会の総意でした。それから、場所も学校よりもやはりそういった地域の、美里はいろいろな場所がありますので、そのほうが保護者の皆さんは、特に中学校区、区域がありますので、そのほうがいいのではないのでしょうかというお話をいただいて、その日程を設

定させていただきました。

そのほか、いっぱい来ていただくためにいろいろなことを考えられると思うのですが、本来緊急メールというのは避難のときとかそういうときのためなのですけれども、そういったことなども考えられると。今晚、あるいは明日の夜にこういうのがありますという保護者へのお知らせですね。あらゆる方法を使って周知したいなと思っております。補足させていただきました。

委員長（後藤眞琴君） ほかは何かございますか。

3番委員（留守広行君） 2点ほど。この保護者の皆さんというのは、小学校、中学校の保護者の皆さんだけなのか、幼稚園の方も対象では。保育所はちょっと管轄外なのであれなのでしょうけれども、その辺の保護者の皆さんもちょっと入れたほうがいいのではないのかなと思います。

あと、もう1点。どうしても土日とかは難しいと思います。この水・木・金がいいと思うのですが、午後7時からというのはちょっとあれかなと。この間の説明会でも、この説明をしていただくのにやっぱり20分くらいかかっているかと思うのです。

それで、7時半ぐらいからいろいろなりますと、やはりあと会場の終了時間も考えますと、7時からだとやっぱり8時半くらいまでかなと。ただ、うちでは共働きでないのもその事情がわからないのですけれども、6時半とか6時とか、そういう時間のほうがどうなのかなとは、私は個人的には思っておりますけれども。

委員長（後藤眞琴君） ほかに、なければ、僕からちょっと。

今の3人の方、それから教育長の補足説明などから、この進め方なのですけれども、まず成澤さんから出ました第2段落の文面ですね。その辺のところをまず話し合っ、次に保護者の範囲をどこまでにするのか。それから、これは保護者をメインとするという意味でしたよね。ですから、保護者をメインにするというのは、住民を排除しないというようなことについてもどうなのか、その辺のところ。それから、時間の問題ですね。それから、場所はここが適切かどうかとかという順序でお話し合いを進めていきたいと思っております。

まず、成澤委員から出ましたことについて。

2番委員（成澤明子君） すいません、もう1点あると思うのですけれども、文章のことと開くということがありますけれども、あとはこの回だけで終わりにするのか、それともアンケートを見たりすると、PTAとも話し合う機会を持ってほしいというようなことも書いてあるので、それはあるのかないのかということもお聞きしたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、それを最後にね。これだけでいいのかな。

文書のほうは、先日、教育委員会では再編についてはせざるを得ないのだと、やむを得ないのだということだったろうと思うのです。

その辺を踏まえた文章にしたほうがいいのでないかと。僕は成澤さんの意見と同じように思うのですけれども。そのためには、現在はいじめ問題も基礎学力も、繰り返しになりますけれども、精いっぱいやることはやっていると。それについて、再編をせざるを得ない理由を少しわかるような形で説明していく文章にしたらいいいのでないかと。文章というより、そういう内容にしたらいいいのでないかと思っていますのですが、その辺のご意見をお願いします。

教育長（佐々木賢治君） 委員長さん、ちょっとよろしいでしょうか。この文書の表現について、ここでいろいろ難しいところはあると思うのですが、そういった内容ですね。それはもう、もちろんいいと思うのですが、これを除いて一回協議していただいて、あと休憩のときにこの文書の修正を成澤委員さんからお力をおかりして、文言等を。

ここで、この言葉をこうしたほうがいいのかというのは難しいと思うのですが。

委員長（後藤眞琴君） 細かいものではなくて。

教育長（佐々木賢治君） 趣旨的なものは、私たち分かりましたけれども、表現の仕方ですね。

委員長（後藤眞琴君） そういう趣旨で、もう一度文章を考えてみるというところでよろしいですか。

それでは、次。この保護者へというのは、保護者を次回は中心とするのだと。ただし、ほかの住民を排除するものではありませんよということについてはどうですか。保護者がメインです。「ただし」をつけると。「保護者以外はだめですよ」というのでなくて。

2番委員（成澤明子君） 文章ではなくて、「保護者の皆様へ」というところを、「幼稚園、小学校、中学校の保護者の皆様」。あと、また下に「住民の皆様」と書いてしまえば、ほぼ全ての方が対象になるのね、とわかるのかなと思います。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今の件について、ちょっと違ったほうに行ってしまうので、事務局から申し上げます。

今回の保護者の対象につきましては、アンケートをとらせていただいたのが幼・小・中でございますので、幼・小・中の保護者の方々にはこの文書を出そうと思って考えておりました。

それが説明不足になって申しわけございません。

あと、一般の方の家庭につきましては、やはり毎回言っていますとおり、町の周知の最たるものは広報みさとだと考えております。広報みさとへの掲載は、今の時期では無理でございま

すので、これについては町のホームページのほうで掲載させていただくと。

あとは、これは前回の轍を踏まえるわけではございませんが、防災行政無線などでの呼びかけなどができるかどうかということ、これは教育委員会で決めても、その担当が町のほうにございますので、その担当と協議した上で可能であればそういったこともしていきたいなど。

それによりまして、保護者の方には当然学校を通じまして文書でお便りは行きますが、それ以外の方については、ホームページまたは防災無線での周知などで参加のほうを募りたいと考えておるのが、いま事務局が考えておるところでございます。

委員長（後藤眞琴君） その周知の仕方は、またね。それで、今は保護者中心だということろで。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いま成澤委員から、一般の方へというようなことだったので、一般の方にこの文書を出すのは現実的ではございませんので、その部分を含めまして、いま説明をさせていただきました。

委員長（後藤眞琴君） その点に関しては。

2番委員（成澤明子君） やっぱり私たちは、甘いと思うのです、考え方が。一般の皆様と書いた以上は、その方にも出さなくてはいけないというお考えですよ。

私は家族で見て、では「じいちゃんもばあちゃん」も行っていいのかなんて、そんなつもりでお話したのですけれども、失礼しました。

委員長（後藤眞琴君） その他、どうですか。

3番委員（留守広行君） 管轄外なのですけれども、保育所に通わせている親御さん、あと町内に通わせていない幼稚園の方が当然ありますけれども、その方々にホームページとかそういうのでケアできるものなのかなと。保育所でしたら何とかお願いはできるのでしょうけれども、町内に通わせていない方々が何件あるかもちょっとわからないのですけれども、そのほうのケアはお願いしたいということしか言えないのですが。

委員長（後藤眞琴君） やっぱりこの前の轍を踏まないようにするためには、やっぱり二十数名ですかね。それで、成澤さんはさっき多くはないといいましたけれども、僕は極めて少ないだろうと思うのですよね。ですから、できるだけ多くの方に、それは保護者メインにしてできるだけ多くの方に集まってもらう労力は惜しまないようにしたほうがいいのではないかと、大変だとは思っているのですけれどもね。

だから、無線を利用できるのだったら利用する。それから、広報車に当日回ってもらうとかね。それから、ホームページ。それ以外は、区長会なんかで区長さんをお願いする方法ももし

あったとしたら、そういうことをやっぱり考えていったほうが。これでまた、極端な話、数が少なかったとしたら、意見を聞いたのかとなると、少なかったらやっぱり聞いたことにならない。

でも、またそんなに労力を使ってやっても、集まらなかったら意見を聞いたことになるかという、何というか考え方。それに対してはどうするのだということもあるかと思うのですけれども、少なくともできるだけ集まってもらえるような努力は、僕はしておいたほうがいいと思うのですけれども、その辺どうですか。

4番委員(千葉菜穂美君) 子どもさんがいる幼稚園の保護者の方は、子どもさんを連れてきてもいいことにするのですか。子どもさんを置いては誰も来られないと思うのです。

だから、そういう何というか、連れてきてもいいとか見てくれる何か。そういうふうなことまで考えないと、この夜の時間は無理だと思うのです。今度から、学校がある授業参観日とかそういうときに当てられないのかなとは思っているのですけれども。

多分、また人数は決まって、それほど多くない人数しか集まらないのでないかなと私は思います。やっぱりたくさんの人に来ていただいて、意見をいただいて、理解をしていただかないことには、再編せざるを得ない環境なのですから、保護者としてはやっぱり納得できないのでないかなということもあります。

委員長(後藤眞琴君) 全然僕はそういうことに気がつきませんでした。そう言われればそうですね。そういうこと、事務局のほうではそういう配慮などはできる余地はありますか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) すいません、委員長。いま「そういう」とはどういうことの配慮でしょうか。千葉委員さんの話でしょうか。

委員長(後藤眞琴君) 子どもを連れてきた場合の対応の仕方。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 大変申しわけない言い方なのですが、町で主催する行事のときには、託児所とかそういったものを設けないと今後は行事ができないということになりますかね。その部分がちょっと私にはいま理解できないなというところですが。

委員長(後藤眞琴君) それに対応する手段がないということになるのですか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) そうすると、町で何か主催する若い人たちを呼び込みたいような事業をやるときには、子どもさんを預ける託児所なりを設けた上で開催するのだとなると、これからの行事の持ち方も大変かなと、また仕事の内容が増えるという認識ではあります。

多くの方に来ていただきたいとは思いますが、やはり100%の方が合うような時間、場所、あ

と曜日の設定というのはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

委員長（後藤眞琴君） 100%というのではなくて、できるだけ多くの人に来ていただくということで、もしそういう対応が今、現段階でできないとしたら、子どもさんを連れて来てもいいとかね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） コンサートとは違いまして、お子様の同伴はご遠慮願いますといったようなことは、一切町では申し上げていないと思うのですが。

4番委員（千葉菜穂美君） 常識的に、連れて来てはいけなかなと思いますよね、子どもは。

それよりも、学校の行事に合わせて説明とかそういう会を開いたほうが、この日にちでこの時間を設定するよりは、多くの保護者が集まってくれるのではないかなと思います。

委員長（後藤眞琴君） 学校の行事というと、どんなことですか。

4番委員（千葉菜穂美君） 授業参観日とか。

2番委員（成澤明子君） 学校には学校のいろいろ計画があって、学校の行事といってもやっぱり恐らく時間は非常に限られた時間でやっていかないとはいけないと思うのですけれどもね。

でも、そこに割り込んで、そしてこういういろいろなお考えを皆さんから聞くというのは、すごく大きな意味があるのでないかと思えます、千葉さんがおっしゃるようにね。

いつでも教育委員会で話されていることなのですからけれども、このことについてはそんなに急ぐものではないと。それから、素案、原案は変え得ると。それから、対話の機会は多く持たなくてはならないということを言っていますので、そうしたことからいえば、本当にこの日を設定しましたからといっても、恐らく本当に7時からこの3日間は、集まるということは難しいかもしれないと、私も思います。

やっぱり授業参観日というと、でも2学期の参観日というともう、暮れというか12月になってからということになると思うので、そうするとこちらのほうで不具合がないのであれば、やっぱりそれはそういうほうが、千葉さんがおっしゃったほうが集まりやすいのかなと思います。

多くの人の意見を聞くことが可能になるのかなと思います。

（傍聴者より発言あり）

委員長（後藤眞琴君） ちょっと静かにしていただけませんか。

僕がちょっと気になるのは、僕がこの教育委員長を引き受けたときだったろうと思うのですけれども、そのときの3月の定例会だと思うのですけれども、町長の施政方針に、この再編ビジョンについて、「12月を目途につくります」というそれを、一応あそこでそういうことがありますという教育長さんからの報告だったか事務局からの報告だったかがあったと思うのです

よ。

その時点では、僕の認識では、12月を目途にその再編ビジョンを考えましょうという教育委員会としての合意は成り立っているのではないかという認識で僕は言うのですがね。それを今、改めて、そういう合意をしているのだったら、それに向かって努力を教育委員会でしていかなければならないのではないかと、僕はそう思っているのですけれども。

そのときに、教育長さんに、多分会議録を見ればわかるかと思うのですけれども、これは再編ビジョンというものを、「もう確定したものですか」と言ったら、「いや、これはあくまでも仮の名前だ」ということで説明があったかと思う。ですから、そのときには、僕は再編について考えるのだという理解で、その再編のビジョンを12月目途にすると。

それで、一応そういう認識のもとにありましたので、それでは教育委員会では再編のことについてどう考えるのかということで、この前、「再編もやむを得ないだろうと、せざるを得ないだろう」ということになって、そのときには条件がありまして、住民との意見交換会の中で住民の方たちが、それは保護者も含めて、かなりの数の人が教育委員会の現在の考え方に反対だったら、それを改めて教育委員会で検討すると。

そういう条件のもとに話が進んできたと思っておるのですけれども、その辺のところをもう一度確認したいのですけれども、何かご意見がありましたら、よろしくお願いします。

もう一度努力してみてできなかったということと、いやそこまでしなくてもいい、それまでの努力をしなくてもいいのではないかというのは、これは違うのではないかと。

ですから、とにかくその3月の時点で、目途につくるのだと。それに向かって僕たちは努力をしていかなければならないのではないかというふうに考えておるのですけれども、その辺について、ご意見がありましたらお願いしたいのですけれども。そういう確認をしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

では、改めてそういう確認をさせていただいて、次、先ほどの話し合いの続きをいたしたいと思います。

では、できるだけ集まる方法、それから時間、それからその保護者の範囲ということも。一応保護者をメインにするけれども、ほかの住民も参加することを排除するものではないのだということ、これはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、そういうことに。それでは、多くの人に集まってもらうためにはどんなふうにし

たらいいのかというところに、話を。

今まで出ましたのは、保護者の皆様へというときに、これは小中学校、それから幼稚園の場合もできるかと思うのですけれども、留守委員さんからお話のあったそのほかのところに通っている方、これも事務的には可能なのですか、煩雑になるとか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいですか、1カ月単位であれば十分可能かと思いますが、きょうの教育委員会を行って、14日にもしもやるとなれば、時間不足だと思います。

小中学校、幼稚園であれば、各学校に依頼し、印刷したものを翌日でも配付できます。ただ、町内の幼稚園に通っていない方、小学校、中学校にも通っていない方などをリストアップすることはできなくはないですが、それには個人情報云々ございますので、教育委員会といえどもすぐにリストをつくるわけにはいきません。

そういった場合は、周辺の私立の幼稚園・保育所、私立の小学校・中学校に対して、美里町から通っている方々にこの文書を配付していただきたいというような手はずをとるには、やはり相当の時間がかかるのではないかとと思われます。ですので、すぐにできるというわけではないと事務局では考えております。

委員長（後藤眞琴君） 相当というと、どのぐらいの時間があればできるということですか。教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですから、そこまでピンポイントにするのかというのがまず一つの問題ですが、先ほど来から言っております広報みさとで周知するというのが、やはり私たち役場職員の認識では大前提だと思います。それが今、月1回の広報の発行となっておりますので、広報を発行する前の記事は前月の15日くらいまでを目途にまとめなければなりません。

ですので、今回の10月14日から16日という日程の案であれば、広報は当然無理だと。なおさら、先ほど区長会議云々とありましたが、区長会議も10月15日ということでもう決まっておりますので、14日からの日程だと区長会議とも合わないということになりますので、それも難しいのかなということです。

ですので、どれぐらいかかるのか云々といま委員長が言われましたが、すいませんが私たちはそのような経験をしておりませんので、何日かかるということはお答えできません。

委員長（後藤眞琴君） ということなのですから、この日程はどうか。それから、授業参観日などに合わせると。授業参観というと、先ほどの成澤さんの意見では12月だということになると、ちょっと間に合わないですね。

4番委員（千葉菜穂美君） 遅いですね。

2番委員（成澤明子君） 間に合わないって、何がですか。

委員長（後藤眞琴君） 12月を目途にと、それを努力するのだと。

4番委員（千葉菜穂美君） でも、話し合いはこれが1回だけではないのですよね。また継続されるわけですよね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、事務局の説明が不足しているかもしれませんが、先ほど成澤委員が言ったとおり、再編ビジョンなるものはこれで決定したと、最終的なものではないということは、何度も教育委員会の中でも話し合わせていただいていると思います。

一つのたたき台だと思っていただきたいと思います。事務局が考えているのは、この再編ビジョンを策定した後、それこそ職員が日中よりも夜間を中心に、各小中学校、幼稚園のPTAの方々との会合なども重ねた上で、半年間、1年間、もしくはそれ以上の時間をかけた上で、その再編のあるべき姿というものを組み立てていかなければならないと、考えております。

その再編ビジョンを、やはりどうしても出してしまうと、もうそれで絶対進むのだというような考え方があるかもしれませんが、教育委員会の会議の中では、これは一つの原案となるものですよと。この骨子の中にも書いてありますが、不変なものではありませんといったことでもって進めていきたいなど、事務局ではいま考えております。

ですので、これが最後ですねと言われると、再編ビジョンを立ち上げるまでは、もしかすると最後の意見交換会になるかもしれませんが、実際の再編に向かっての計画を進める中では、今後のほうが保護者の方々や住民の方々と話し合う機会は、もっともっと増えていくのかなと、事務局では考えているところでございます。

委員長（後藤眞琴君） 僕もその辺のところを昨日から考えていて、それで再編ビジョンというビジョンとは何なのだろうと。それで、幾つかの辞書を引いたのですけれども、そうしたら日本語では、これは「幻想」とか「幻」とかいう意味もあるのですね。だからそういう意味での夢物語をつくって終わらせるというビジョンの意味はあるのです。

だけれども、日本語の意味としては、日本語の辞書を引いたら、大体こんな意味みたいなのです、「将来のあるべき姿を描いたもの」と。そうすると、その現実性のあるようなものを描く、幻で終わるようなものでないと。だからその辺のところを、もう再編するのだと。これが決まれば、どういう再編かということで話が進んでいくと思うのですね。そのときに、いやもう一度もとに戻りましょうということは、あり得ないのでないかと思うのですね。

ですから、この再編ビジョンをつくるに当たっては、そのビジョンの先にあるべき姿のものをつくるのだと。そうすると、それに向かって今度具体化していくのだろうと思うのですよ。

そのときには、またいっぱい、夜にでも、本当にその地区に入って話し合いを進めていかなければならない。その前の段階なのですね、今度つくるのはね。ですから、方向付けをきちっとしなければならないところなのだろうと、ビジョンにはね。

その辺のところ、例えばこの事務局側で考えてくれた14日、15日、16日、午後7時からやりますというところで、ちょっとみんなが心配されているのは、これではなかなか集まり難いのではないかという、そういうふうなものにどう対応していくのかと。

2番委員（成澤明子君） 各学校でそれぞれ計画を立てているPTAの行事に割り込むというのは、本当にとっても申しわけないことなのですけれども、学校再編という大きな問題がここに起こったときに、やっぱり多くの人からお話を聞きたいということがありますので、14日、15日、16日と設定したときよりは多くの話が聞けるのではないかと思います。

それで、また事務局としては連絡調整しなければいけないという大変なところがあるのですが、是非そうしていただければと私は思います。

それから、この開催についての案内の後ろに再編の骨子を書いてあるというのは、保護者の皆さんも、こういうことなのだということで、学校に足を運ぶきっかけにもなるのではないかと、これはとても良いことだと思います。

委員長（後藤眞琴君） この日程ではなく、ほかのことを考えたほうがいいのかというご意見ですか。

2番委員（成澤明子君） この日程では、多く集まるという自信はありません。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、1点よろしいでしょうか。追加説明なのですが、今日説明した行事予定表の一番後ろに、10月の欄の一番下のほうに、11月12日木曜日、町PTA教育懇談会という行事を載せさせていただきました。これは毎年教育委員の皆様にも出ていただいておりますが、各学校のPTAの役員の方々、ほとんど会長、副会長、会計の方ですかね、そういった方々が一堂に集まりまして、町長と教育長と教育行政についての話し合いをする場になっております。その場におきまして、今年は学校の再編についてお話をさせていただきたいということは、PTA連合会事務局のほうに教育委員会事務局からもお話をさせていただいております。

ただ、その役員の方々にお話しする前に、PTAの方々との意見交換をしておいたほうが、その教育懇談会もスムーズに行くのではないかと事務局では考えておりましたので、10月のこの時期の開催はいかがでしょうかということ、今日この場で委員の皆様方にお示した次第でございます。ですので、もう一度日程、あとは場所、あとはその時間帯などの再検討が必要

であるというのであれば考え直しますけれども、いま言ったとおり教育懇談会というものが11月12日に決まっておりますので、その前に保護者の方々との意見交換会ができたかどうかということが、この日程の一つの前段となったということ、追加で説明させていただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） これを1週間ずらすとかしたら、何か具合悪いですか、できないですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） この日程ですか。ですから、これを1週間ずらすというか、先ほど来から言っているとおりに、最初は10月の下旬あたりがというような考え方でいたのです。ところが、議会での報告会がございます。議会の報告会と競うように教育委員会が意見交換会ということは、できないこともないですけれども、町全体としては日程調整不足になるのかなと思いました。それで10月の20日の週もしくは13日の週ということで事務局のほうで考えた結果、14日、15日、16日あたりでどうなのかなということでお示しさせていただきました。

委員長（後藤眞琴君） この議会報告会は何日でしたか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 27日から30日までです。

委員長（後藤眞琴君） 27日、1日だけだと思ったら、30日までなのですね。そうすると、1週間ずらすと21日、22日あたりかと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ですから、1週間ずらしても、先ほど千葉委員さんから言われた「夜以外では」というようなこととはマッチしない。あとは、留守委員さんから言われた「町外に通われている方に対しての周知はどうか」ということも、プラス1週間あったからといっても、それが必ずできるかという難しいと思います。

ですから、いま委員の皆様方の意見をいろいろ私なりに考えて思うところは、やはり広報みさに掲載した後に開催するとなれば、11月になってからになるのかなと。

あと、今日この場で、夜間がいいのか、それとも土曜日とか日曜日がいいのか。もしくは、千葉委員が言われたように学校行事と合わせたほうがいいのかとなると、この10月の開催というのは難しいなと考えているところでございます。

委員長（後藤眞琴君） 11月最初にやるとしたら、もう一回やらなければならないときは、その時間的な余裕はできるのか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） もう一度といいますと。

委員長（後藤眞琴君） 例えば、これだけでいいのかと。何か、もう一回だけでいいのかというところ。それで、3回目をもしやらなければならないということになったとしたら、

12月ですか。これ、PTAの懇談会は12日ですよ。懇談会の前にこれをやる予定だと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、そうです。

委員長（後藤眞琴君） 12日のこの懇談会の前にね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） となりますと、そのPTAの代表の方々が集まる懇談会で、「この間、意見交換会をしたのですけれども、皆さん方の地区はどうでしょうか」というような形で、また意見を聞くということですか。

委員長（後藤眞琴君） そういうこともできるかと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それによろしいのかなと、事務局では考えたところです。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、11月頭でもできないことはないですよ。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それはできないことはないと思います。

委員長（後藤眞琴君） そのときには、広報にもお知らせはできるのですよね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それはできます。

委員長（後藤眞琴君） ではそういうことを踏まえて、もう一度その日程のところ、ご意見をお願いします。

4番委員（千葉菜穂美君） それでは、10月14日と記載されていますけれども、私としては広報に載せていただいて一般の方にも目を通していただいて、あとは学校を通して、あとは美里町以外の学校に通われている方、美里町に住まわれている保護者の皆様にお知らせしてから、意見交換会をやったほうがいいかなと思いますので、11月のほうがいいと思います。

委員長（後藤眞琴君） ほかは何か。

4番委員（千葉菜穂美君） その前に、この骨子だけを先に渡すというのはできないですか。骨子とこのお知らせを一緒にもらって、考える時間というのが何か足りないのではないかなと思います。もし11月にやるとしたら、いつこのお便りを出すのかちょっとわからないのですけれども、骨子だけを最初に渡して考える時間をつくっていただいて、この時期に合わせてやるのはいかがなのですか。

この再編というのを認識されている保護者の方が、どれぐらいいるかというところがあるのです、私の中には。私も何か知り合いには、この間のときもお話したのですけれども、「再編って何」とみんなに言われたのですね。

だから、まずその再編というところの意識づけをしていってから、その話し合いに結びつけたほうが、余り混乱しないで保護者の方も受け入れられるのではないかなという気がします。

委員長（後藤眞琴君） 留守さん、いかがですか。

3番委員(留守広行君) 例えば、11月となれば、広報の締め切りは10月の何日ぐらいまでなのでしょう。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 15日ぐらいで大丈夫です。

3番委員(留守広行君) その前に、我々は臨時会で確認しなければいけないですよ、日程とか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) そうですね、日程の確定は。

3番委員(留守広行君) それと、時間とか。

2番委員(成澤明子君) 千葉さんのお話しされたように、骨子を提案というかお示しすれば、かなり「我が事だな」と皆さん思って関心はすごく高くなると思います。当日配布されるよりも、前もってよこされていれば、「ああこういうことなのだ」と。

だから、こんな形でやったら、例えば場所がどんなところであるにせよ、集まる人は多くなるのかなという感じはします。

このことについて、今日このように提案されたわけですから、それにしてはちょっと半月後にこのことが行われるというのは、ちょっと早過ぎると思いますね。だから、例えば11月であったり12月であったりだったら、十分な準備ができると思います。

委員長(後藤眞琴君) ほかに。それでは、12月というのは先ほど述べた理由から、ちょっと遅過ぎるのではないかと思いますので、11月の頭ぐらいに設定していただくように、事務局の方をお願いしたいのですけれども。時間的に可能ですか、これから。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 不可能とは申しませんが、かなり厳しくなってくると思います。それで、なおさら先ほど留守委員が言ったとおり、日付と場所を決めるのが、また改めた教育委員会の臨時会なりでということになりますけれども、その際にも、夜間でいいのか、それとも土日とか祝日がいいのか、それくらいまではきょう決めていただきたいなとは思っております。でないと、設定ができません。

委員長(後藤眞琴君) では、時間と曜日ですか、その辺のところ。

2番委員(成澤明子君) 11月の頭というのは、文化祭とかいろいろな発表会とかサークルの発表会とかというのは、結構多くなりますよね。町民文化祭も。

委員長(後藤眞琴君) 11月の3日あたりが中心です。

3番委員(留守広行君) 本当は土曜とか日曜とかであればいいのかもしれませんが、逆に今、スポーツ少年団とか、中学校ですと部活動が活発ですね。そういうのに結構親御さんも関わりが多いかと思うのです。そうしますと、やっぱりどうしても平日の夜というか、その方向なの

かなとは、私は思います。

委員長（後藤眞琴君） 急がせるわけではないのですけれども、先ほど打合せしたときに、4時半ぐらいまでには終わったらいいなと話をしていたのですけれども。

それでは、平日でやるということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

それで時間は、この前は意見交換が1時間足らずなのでもうちょっと長くするために、先ほど留守さんから意見がありましたように、6時半ぐらいからすると。6時半から8時半まで、2時間くらい。そうすると、1時間以上はご意見をいろいろ聞けるのではないかと。

そういうところで、事務局の方は不可能だとは言わないけれども、厳しいと言うけれども、ではそういうところをお願いしたいと思うのですけれども、よろしいですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、またよろしいでしょうか。のみ込みが悪いのですが、広報みさとに掲載すれば、町外に通っている方に対して、個別の通知というのは必要ないのかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

委員長（後藤眞琴君） その辺のところ、ちょっとお願いします、どうですか。留守さん、それでいいですか。

3番委員（留守広行君） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） ではそういうことで、広報に載せて。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、わかりました。

委員長（後藤眞琴君） それから、そうすると区長会にも連絡ができますね。できるだけ出席のほう、よろしくと。これは教育長さんをお願いすればよろしいですか。その辺のところもよろしくお願いしたいと思います。

広報紙、それから無線、それから区長会でお知らせというところでやってみるということで、よろしくをお願いします。

教育長（佐々木賢治君） すいません。先ほど、前もって素案をお配りしたほうがいいのではないかと話でしたが、この仮の案内状を見ていただければおわかりになると思うのですが、10月2日付でもし出した場合、10日後の開催になるのですね。その辺を見据えて、その裏に載せたのです。前もって読んでもらおうと思って。10日間も余裕があれば、前もってこれを配っておいて、これを見ていてください。これについてまた後日説明しますからと、2度3度学校の手を煩わせたくないなど。ですから、日程を決めていただければ、最低でも10日前にこれを出したいと思います。

(「はい」の声あり)

それから、11月の広報に載せる以前に、もう10月中に日程を決めていただければ、もう学校を通してこれを渡すことは可能なのです。11月の広報が出てからやったのでは、11月後半にしかなないですよ、これは。

配ってすぐというわけにはいかないですよ。ですから、その辺、できれば日程を決めていただいて、10月の区長会は15日ですから。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) ですから、できればきょう日程案として、11月のこれあたりだということを決めていただければ、それで手はずはとれるかと思います。

委員長(後藤眞琴君) それが決まれば、あとはもう一度、ほかの議題とも関連するかもしれませんが、きょう日程だけ決めてしまうと。それで、いつ頃がいいですか。普通だったら、4日、5日、6日ですよ。

教育長(佐々木賢治君) 4日、5日、6日は都合が悪いです。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 翌週の9日、10日、11日あたりは。

教育長(佐々木賢治君) 町P連が12日、4時からですね、それは木曜日です。ですから、その週の月、火、水あたりいかがでしょうか。終わってすぐ、ちょっと厳しいのですが。

委員長(後藤眞琴君) 忘れなくていいかもしれませんね。

教育長(佐々木賢治君) その前は、ひとめぼれマラソンとか、芸能文化祭とかあります。

委員長(後藤眞琴君) 9日、10日、11日で。

4番委員(千葉菜穂美君) 出席できないと思います。1日だけ土曜日を入れてくれるのは、無理ですか。

2番委員(成澤明子君) 例えば、7日、10日、11日とかということでしょう。

4番委員(千葉菜穂美君) はい。

2番委員(成澤明子君) 7日を入れると、次の日は日曜日だから集まるかなと。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 先ほどまでは、中学校区ごとと思ったのですが、いま千葉委員が言ったように、土曜日とかに全町対応で大きな会場を1つとっておくと。

あと、平日に小牛田地域1カ所、南郷地域1カ所としても、できなくはないと思います。

教育長(佐々木賢治君) 8日、9日、10日ではだめですか。日、月、火と。

委員長(後藤眞琴君) 教育長さん、7日はだめですか。

2番委員(成澤明子君) では、14日にするというのはどうですか。

委員長(後藤眞琴君) いや、これはPTAの懇談会がありますよね。12日にあるのです。そ

の前にやっておきたいのです。

2番委員(成澤明子君) そこでしゃべり足りない人は、14日にしゃべると。7日の土曜日が不都合であったら、14日に。

教育長(佐々木賢治君) 土、日の学校行事枠は年度当初にもう決めるのです。極力突発的な行事以外は、難しいのではないかと。

委員長(後藤眞琴君) それでは、6日かな。6日、9日、10日の案は。

4番委員(千葉菜穂美君) 3日連続は無理です。そして、12日もありますので。ここの週に4日は無理です。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 12日の町Pの教育懇談会が別に前後なってもいいというのであれば、何もそれでもいいのです。

3番委員(留守広行君) 12日を挟んでということですか。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでも別に問題はないと思います。

教育長(佐々木賢治君) 余りこだわらなくても、いいですね。

委員長(後藤眞琴君) では、9日、10日、13日。中が空くからいいですね。

教育長(佐々木賢治君) 全員都合がいい日であればいいのですが、私はもちろん全部出なければいけないので、委員さんたちは前回も全員というのはなかなか難しかったのですね。

委員長(後藤眞琴君) 僕も全部出るように努力します。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、私が先ほど12日の教育懇談会のことを言ってしまったのですけれども、何も教育懇談会后、PTAの役員の人たちには事前に話をしますが、その後にPTAの皆さんには意見をいただきますということでもよろしいのであれば、何も12日後でも構わないと思います。

教育長(佐々木賢治君) それは何も問題ないので。

3番委員(留守広行君) では、逆にそこで宣伝して、その次の週でどうなのですか。その場で、来てくださいと。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 広報でも出しますので。

教育長(佐々木賢治君) 余り遅いと、12月ですからね。

委員長(後藤眞琴君) もう一回やるとしたら、12月の初めになってしまう。では、一応9日、10日、13日で。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 9日、10日、13日ですか、案は。

委員長(後藤眞琴君) それで、時間は6時半から8時半でね。それで、場所は一応ここに挙

げてある3カ所で、借用の交渉をしないとわかりませんのでね。その場合は、新たなところを
考えていただくというようなところでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、ほかに何か足りないところとかありますか。

なければ、本件は継続協議事項ですので、今後も協議を進めて再編ビジョン策定に取り組ん
でまいります。一応、ここを忘れていただきたくないのは、「再編ビジョンを策定するために
教育委員会としては努力をするのだ」、というところを確認しておきたいと思いますので、よ
ろしくお願いします。

教育長(佐々木賢治君) 委員長、すいません。先ほど文章の訂正、文言等についてお話しし
ましたが、若干時間的に余裕ができましたので、後ほどメール等で連絡いただければ事務局で
訂正して、また何らかの形で早目にお示しします、よろしく申し上げます。

委員長(後藤眞琴君) では、この保護者の皆様へお知らせという文書ですけれども、これは
メールで各委員さんにお知らせすると。その取り扱いについては、何か意見がありましたら事
務局のほうに連絡いただくと。それをもとに、またもう一度というような手続をとるというこ
とですね。

2番委員(成澤明子君) 最初に「美里町の教育」というのを随分話し合ったと思うのですが、
そこに書いてあるようなことをまずちょっと、こういうわけで私たちは努力しているのだけ
どもと。

それで、今日の情勢として少子化が出てきたという話に持っていったほうがいいのではない
かと思います。

教育長(佐々木賢治君) 後で教えてもらいましょう。

教育総務課長補佐(寒河江克哉君) はい。

委員長(後藤眞琴君) では、その辺はよろしく申し上げますね。

それでは、ここで10分休んでよろしいでしょうか。15分まで休憩とします。

午後4時 5分 休憩

午後4時15分 再開

協議事項 日程第14 美里町総合計画について

委員長(後藤眞琴君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、日程第14、美里町総
合計画について、協議内容を説明お願いいたします。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それでは、美里町総合計画について説明いたします。

美里町の総合計画は、合併後の平成19年4月に策定されております。その後、平成24年4月に改定されまして、今年度は計画の最終年度を迎えます。

このことから、これまで総合計画の策定作業を行ってまいりましたが、この総合計画案の初稿が担当課から示されたのは、町長、副町長、教育長、管理職で構成する「総合計画等策定委員会」開催前日の9月7日でありました。また、修正されました総合計画案が示されたのが、一般住民、学識経験者、関係行政機関の代表、町の公共団体代表で構成する「総合計画審議会」の開催日の当日の9月13日でありました。

来年度から5年間の教育行政の政策・施策の基本となる計画であります。本来であれば教育委員会で協議を重ねるのが本当であります。今申し上げた状況であり、また9月議会開会中ということもあり、教育委員会の開催をお願いすることができませんでした。

9月13日に開催の総合計画審議会では、町長から審議会に総合計画案が諮問され、また5つの部会が設置されまして、教育委員会所管の政策・施策は、委員5人で構成される教育文化部会で今後毎週土曜日に調査審議される予定になっております。

町長から審議会に総合計画案が諮問されておりますが、さきに申し上げましたように教育行政の政策・施策の基本となる計画でありますので、事務局としては慎重に協議を重ねていただきたいと思っております。

今後の総合計画策定のスケジュールなのですが、これは事務局が企画財政課になっておりますが、その企画財政課から提示されたもので、第1回の審議会は9月13日に開催されておりましたが、第2回の審議会が10月1日に開催されます。また、第3回は10月下旬、そして第4回、これは最終になる予定だそうなのですが、11月20日ごろに開催して、この総合計画案の取りまとめをしたいという計画が示されております。以上、事務局から説明を申し上げます。委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

ただいまの説明や今後の進め方について、意見や質問などお願いします。

それでは、僕のほうから。これを見ると、総合計画案、これができる過程。教育に関することは教育委員会の事務局の担当の方がそれぞれこの原稿を書いて、企画財政課のほうにその原稿をお渡ししたのですか。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 委員長がおっしゃるとおりで、原案については教育総務課の担当する職員がそれを作成して、企画財政課のほうに送って、企画財政課のほうでいろいろ校正されて、それが9月7日に示されたということになります。

委員長（後藤眞琴君） それで、僕はこれをずっと一読させてもらったのですけれども、全部ではないですけれども、この事務局がつくってくれた関係する部分。これを見て、ちょっと申し訳ないのですけれども、これをずっと読んでみたら、教育委員会、特に再編ビジョンのことについて、教育委員会で話し合っていることを十分理解しないで書いているような気がして、これでは教育委員それぞれの見識が疑われるのではないかと強く思ったのです。

例えば、40ページを見ると、この施策4となっておるところに、「計画的な施設修繕と教材設備の整備・充実」、これは自己評価にある言葉をそっくりそのまま使っているのですね、教育委員会の自己点検評価。これは僕たちがいつも継続審議になっている、「計画的な教育環境の整備・充実」だったらわかるのですけれども、これだったら施設の修繕だけですよね、それから教材設備。

こういうようなもので、それからその具体的なもの、これは40ページの現状と課題で、「人口減少社会、特に少子化の進行あつては、小中学校で再編は避けられません」と。これはどこで誰がつくったのですかね。

それから次のところ、「将来の小中学校のあり方について、再編ビジョンまたは整備方針を町民に示す必要がある」なんて、誰が町民に示すのですかね。きょうの話し合いの中で、町民と意見交換し合いながら、再編ビジョンを考えていきますというものを示しますとなるのですね。そうしたら、これでは、読みようによっては、教育委員会が示しますととれますよね。そういうこと、本当にこういう大事なことが書かれているのですよね。

ですから、これだったら誤解を生みますので、これからはこういう大事なことというのは、教育委員会の皆で話し合っ、いろいろ考えていくことはぜひ必要だと僕自身は思いますので、その辺のところ、皆さんのご意見も伺いたいと思います。

これは大友参事さんにお聞きしたいのですけれども、こういう大事なことというのは、今までの教育委員会で事務局が教育委員会に諮らないでするなんていうことはあったのですか、今までに。

教育総務課参事（大友義孝君） 前回の改定のとときとか作成したときに、どういうふうに教育委員会で示したか、その過程の部分については私も存じ上げていないのです。ただ、委員長が先ほど言われましたように、総合計画そのものというのは、まちづくりの基本計画全体の基本計画になるものというふうに思っています。その教育に関する部分については、やはり教育委員会がきちんと話し合われて、その方向性、それを示す計画だと思っております。

それに付随するのは、基本構想があつたり、実施計画があつたり、ピラミッドの状態で施策

実行の展開がなされているのが現状ですので、このようなものはしっかりと教育委員会で話し合われたほうが、話し合っていかなければならない案件だと思います。

委員長（後藤眞琴君） ほか、ご意見ありませんか。

4番委員（千葉菜穂美君） 内容が本当に難しくてわからなかったのです。もう少し勉強したほうが、考えたほうがいいと。私もやはり考える時間も必要なのですけれども、皆様のご意見をたくさん聞いて考えたいと思います。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。ほかに何か。

僕ばかり申し上げて申し訳ないのですが、20ページ基本構想となっていて、1、美里町の将来像2040年と大きく書いてあるのですけれども、これを見たら本当にがっかりしちゃう。

産業の発展、人が集うにぎわいのある生き生きとした暮らしができるまち。では、美里町は産業だけ発展すればいいのかと。じゃあ文化なんて要らないのだと。これで、このことで教育も考えていくのだということになったら、やっぱり大変な中身だなと。多分、事務局でそれぞれの担当の方が自分なりに感じて、この基本構想というのがなかったのではないかと思うのですね。それで、めいめいの感じ方が足りなかったのではないかと。

この基本構想があって、だったらこれではおかしいという疑問なんかを持ったりするのですけれども、どうですか。僕ばかり意見を述べて申しわけないのですけれども。成澤委員さん、何かありませんか。

2番委員（成澤明子君） 私もこれ、どうやって見ればいいのかちょっと最初わからなかったのですけれども、最初に基本構想があって取り組みの方向性というのがありましたけれども、何か基本構想を見ていると、美里町の誇ってもいいようなこと、美しい田園、稼いでいる田園であるとか、川の水が農業用水として安全であるとか、あるいは空気がきれいであるとか、食料をとにかく作っているのだとかというようなことが一つもなくて、こう書いてある。

「稼げる町の実現」と、こう見てきてしまったのですけれども、でも22ページに行って取り組みの方向性というのがありまして、そこには5つのことが書いてあって、むしろこれだけあればもう、前のほうは要らないのではないかという思いで見えていました。

委員長（後藤眞琴君） ほか、何かご意見。留守さん、いかがですか。

3番委員（留守広行君） そんなに目を通していなかったので申しわけなかったのですが、実際にはもう少し時間をいただけるのであれば、いただきたいなというものが率直な感想です。

委員長（後藤眞琴君） どうもありがとうございます。

それでは、この件に関しましては、臨時会を開いてじっくりみんなで検討し、話し合ってい

ったらいいのでないかなと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。この基本方針、これから町のいろいろが決まってくるよ、40年の。

2番委員（成澤明子君） 10月1日に開かれるのですよね、明日ですね。それでまた、さらに3回目が10月下旬と。それに反映されますか、私たちの言うことが。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 先ほども説明したのですけれども、審議会の下に部会というのがありまして、教育文化部会なのですが、それが毎週土曜日に審議しますので、ですからこの計画そのものが、かなり訂正箇所が生じる可能性もあります。

委員長（後藤眞琴君） それに僕たちの意見も、教育委員会の意見も反映させないといけない。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） そうです。

委員長（後藤眞琴君） それに、先ほど出たものも並行してね。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 同時進行というような形になると思うのです。

委員長（後藤眞琴君） では、その辺のところ、臨時会を開いて、まず第1回目の検討をする。それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、いつ臨時会を開いたらいいのかですけれども、今度は10月だから、毎週土曜日ですか、その部会の開催は。

次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、毎週土曜日です。

委員長（後藤眞琴君） では、いつぐらいがよろしいですか。できるだけ早く1回目を開いておいたほうがいいかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。10日前ぐらいに1回目を開いておいたらいいですか。土曜日、毎週。事務局の方、都合悪い方とか、ありませんか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） きょうお渡しした行事予定表が、現在教育委員会の委員の皆様、あと事務局が関連する行事が入っております。

委員長（後藤眞琴君） 行事がないのは、月曜日。5日と8日、13日ですね。今から読むとなると、13日ぐらいでよろしいですか、火曜日。12日は町民グラウンドゴルフ大会ですが、どうですか。いいですか。

（「はい」の声あり）

では、13日1時半からここで、いつものように、よろしいですか。では、そんなふうに事務局のほうでお願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、すいません。議案につきましては、この総合計画についてということと、先ほどお話しいただいた保護者との意見交換会。これは15日の広報

の締めとなれば、13日はまだ案というか皆様方にお目通しできると思いますので、その2つの案件ということでよろしいでしょうか。

委員長（後藤眞琴君） はい。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。

委員長（後藤眞琴君） そうすると、メールをよこさなくてもいいんですね。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そうですね。その日で決着できますね、13日であれば。

委員長（後藤眞琴君） そうですね。では、よろしくをお願いします。

ほか、何か意見ございますか。それでは、本件は総合計画策定審議会や部会での進行とあわせて、本教育委員会でも協議していきたいと考えます。そのために、10月13日に午後1時半から南郷庁舎で臨時会を開きたいと思います。

その他 日程第15 平成27年10月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴君） 次、その他に入ります。日程第15、10月教育委員会定例会の開催日について、事務局より開催日の案がございましたらよろしくをお願いします。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、10月の定例会の日程でございます。事務局の案でございますが、きょうお渡しした行事予定表などから考えまして、10月29日木曜日を第1案、10月27日火曜日を第2案と先ほど委員長と協議させていただいておりますので、委員の皆様方のご都合をよろしくご協議いただきたいと思っております。

委員長（後藤眞琴君） どうでしょうか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉） 第1案が29日の木曜日と、あとは27日の火曜日です。

3番委員（留守広行君） 私は27日で。

委員長（後藤眞琴君） 27日のほうがいいですか。

4番委員（千葉菜穂美君） 予定が入っています、すいません。

委員長（後藤眞琴君） ほかは、事務局のほうでは。

4番委員（千葉菜穂美君） 遅れてなら来られます。

2番委員（成澤明子君） 22日では早過ぎるのですか、何もないので。でも、みんなの都合もありますけれども。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 22日は、特段は入ってはいません。

委員長（後藤眞琴君） 26日は何も無いみたいだけれども、月曜日です。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そこは委員皆様方のご都合ですので。

委員長（後藤眞琴君） では、26日はどうですか。

4番委員（千葉菜穂美君） 大丈夫です。

3番委員（留守広行君） いいです。

委員長（後藤眞琴君） 成澤委員さんは。

2番委員（成澤明子君） 私は、少し遅れます。

委員長（後藤眞琴君） だめですか。

2番委員（成澤明子君） でも、いいです。頑張ります、仙台に行っているのです。

委員長（後藤眞琴君） 頑張ってくれと。

では、26日に。定例会、1時半から南郷庁舎ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、そんなふうをお願いしますね。

委員長（後藤眞琴君） では、また休憩を入れたほうがいいですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 傍聴の方がいらっしゃいませんので、秘密会を宣言していただきまして、続けていただいて結構かと思えます。

委員長（後藤眞琴君） 秘密会と宣言するのですか。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） これより秘密会になりますということを宣言していただいた後、引き続き行っていただいて結構です。

日程第6 報告第30号 平成27年度生徒指導に関する報告（8月分）【秘密会】

日程第7 報告第31号 区域外就学について【秘密会】

日程第8 報告第32号 指定校の変更について【秘密会】

日程第9 報告第33号 教職員の処分について【秘密会】

委員長（後藤眞琴君） それでは、会議の初めに協議したとおり、報告第30号から報告第33号までの非公開事項の秘密会をいたします。

傍聴者の方は入室できませんのでご了承願います。

それで、始める前にですけれども、先ほど休み時間にちょっとお話ししたのですけれども、秘密会という名前をもうちょっとやわらかくして、非公開の会議にする、そんなふうにしたらどうかと思うのですけれども、いかがなものですか。

秘密会というと、何かこっそり悪いことをしている感じがあるのではないかと。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それは委員会の決め方だと思いますので。ただ会議は公

開と非公開となっておりますが、ちょっとお待ちください。

教育総務課参事（大友義孝君） 今は持ってきていないのですけれども、会議規則に秘密会と示しているのです。

教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 秘密会の文言がありますね、確かに。

委員長（後藤眞琴君） それを改正しないといけないということですかね。

教育総務課参事（大友義孝君） そうですね、はい。

教育長（佐々木賢治君） ちなみに、県教委も近隣の教育委員会も秘密会という言葉を使っています。

委員長（後藤眞琴君） では、今までのとおり秘密会ということでやります。

【以下、秘密会につき会議録の調整なし】

- ・秘密会 開始 午後 4時40分
- ・秘密会 終了 午後 5時30分

委員長（後藤眞琴君） 以上で、秘密会の報告事項を終了いたします。

これで、本日の議事は全て終了しましたが、そのほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで平成27年9月教育委員会定例会を閉会いたします。

長い時間ご苦労さまでした。

午後 5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年10月26日

署名委員

署名委員